

保護者 様

柏市役所保育運営課

インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。

厚生労働省が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では、お子さまができるだけ早く快復するとともに、周囲への感染拡大を防ぐため、登園のめやすを発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでとしています。

インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、快復してから登園するようにしてください。また、お子さまが快復し登園する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、施設に提出してください。

インフルエンザ経過報告書

1. 園児名： 歳児クラス

2. 診断名：インフルエンザ（ A ・ B ）

※いずれかに○をつけてください。

3. 受診した医療機関名：

4. 受診日：令和 年 月 日

5. インフルエンザ発症後の経過 ※ (1), (2) どちらも記入をお願いします。

(1) 発症から5日を経過した日

※発症日（0日目）は医師の指示のもと記入してください。

発症日＝0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

登園不可 → 登園可能

(2) 解熱から3日を経過した日 ※解熱日（0日目）は平熱に戻った日です。

解熱日＝0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

登園不可 → 登園可能

(3) 登園可能日：令和 年 月 日

※(1)(2)のうちの遅いほうが登園可能日です。

6. 特記事項（他の感染症の併発など）：

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日 保護者氏名